



令和5年4月28日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 井関 武彦

地方産業安全専門官 児玉 秀一

電話 (0776) 22-2657

報道関係者 各位

第2種無災害記録証の授与を決定しました ～200万時間の無災害記録樹立～

福井労働局（局長 田原孝明）は、下記の事業場で200万時間の無災害を達成したので、第2種無災害記録証を授与することを決定しました。

この無災害記録証は、労働災害の防止に対する労使双方の関心を高め、今後の安全活動に対する積極的努力を勧奨する目的で、昭和27年に設立され、業種ごとに定められた時間数(延べ時間数)を超える無災害記録()を樹立した事業場からの申請に基づき、厚生労働省労働基準局長からの記録証を授与しています。

労働災害のうち、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した労働災害は除かれます。また、通勤災害も除かれます。

記

1 表彰事業場

株式会社アトックス敦賀事業所
(福井県敦賀市)

2 無災害記録

別添無災害記録証内規中 建物サービス業 100人未満の欄 130万時間の5割増の時間である200万時間(端数は10万時間単位に切り上げ)を達成したものの。
なお、起算日は平成17年11月23日で、達成日は令和5年1月13日。

資料

無災害記録証内規

無災害記録証授与内規

無災害記録証授与内規

(沿革) 昭和27年10月18日労働省基発第732号の2
 昭和28年6月15日労働省基発第457号改正
 昭和32年5月23日労働省基発第426号改正
 昭和36年4月25日労働省基発第382号改正
 昭和39年4月16日労働省基発第493号改正
 昭和42年8月10日労働省基発第3号改正
 昭和43年8月12日労働省基発第507号改正
 昭和50年2月17日労働省基発第87号改正
 昭和58年3月25日労働省基発第153号改正
 昭和62年12月26日労働省基発第728号改正
 平成元年11月28日労働省基発第623号改正

第1条 事業場において第3条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第2条 この内規は、労働安全衛生法施行令第2条第1号若しくは第2号に掲げる業種に属する事業（鉱山保安法の運用を受ける事業を除く）、卸売・小売業（労働安全衛生法施行令第2条第2号に掲げる業種に属する事業を除く）、又は飲食店に適用する。

第3条 無災害記録は、第1種無災害記録から第5種無災害記録までの5段階とする。

2 第1種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じて、それぞれ別表第1から別表第5までの通りとする。

ただし、労働者数が100人未満の事業場については、昭和58年3月31日以前に記録を起算した者に対し、別表第3に掲げる時間数を適用するものとする。

3 第2種無災害記録の時間数は、第1種無災害記録時間数の5割増、第3種無災害記録の時間数は、第2種無災害記録時間数の5割増、第4種無災害記録の時間数は、第3種無災害記録時間数の5割増、第5種無災害記録の時間数は、第4種無災害記録時間数の5割増とするものとし、これにより計算した無災害記録時間数が100万時間未満のものについては端数を5万時間単位に、また、100万時間を超えるものについては端数を10万時間単位に、それぞれ切り上げるものとする。

ただし、第3種から第5種までの無災害記録時間数を計算する場合の基礎となる1段階下の無災害記録時間数は、切り上げの端数処理を行う前の時間とする。

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、建設店社に対する第1種無災害記録の時間数の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 年間完成工事高250億円以上の建設店社に対しては、別表第2に掲げる時間数を適用すること。

(2) 年間完成工事高250億円未満の建設店社に対しては、別表第2に掲げる時間数の2分の1を適用すること。

2 前項の年間完成工事高は、無災害記録達成日における直近の決算時の年間完成工事高とするものとする。

第5条 無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で表すものとする。

2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害者を伴うものとする。

3 無災害記録時間数及び労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業場に属するすべての労働者について行うものとする。

第6条 無災害記録証の授与は、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長が行う。

第7条 厚生労働省労働基準局長は、無災害記録の時間数の算出に誤り等があつて、第4条に定める時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還させるものとする。

(別表第1) 第1種無災害記録時間数

業種	労働者数	記録時間数 (単位: 万時間)		
		記録を起算した年月 平成元年4月以降	100人未満	100人以上
林業			30	50
林業	育林業		70	130
土石採取業			90	170
建設業			170	
土木工事業			130	
河川土木事業			260	
水力発電施設等建設事業			170	
鉄道又は軌道建設事業			150	
地下鉄建設事業			160	
橋りょう建設事業			160	

業 種	記録時間数 (単位：万時間)	
	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数	
	100人未満	100人以上
ずい道建設事業	70	
道路建設事業	230	
その他の土木事業	190	
建築工事業	200	
家屋建築事業	200	
その他の建築事業	250	
職別工事業	190	
設備工事業	360	
電気工事業	340	
管工事業(さく井を除く)	200	
その他の設備工事業	-	
機械器具設備工事業	220	
他に分類されない設備工事業	310	
製 造 業	-	-
食 料 品 製 造 業	130	250
畜産食料品製造業	-	-
乳製品製造業	140	270
水産食料品製造業	120	240
水産かん詰・びん詰製造業	140	280
調味料製造業	150	290
しょう油・食用アミノ酸製造業	140	280
精穀・製粉業	-	-
小麦粉製造業	160	320
砂糖製造業	140	270
パン・菓子製造業	130	250
飲料製造業	260	330
ビール製造業	230	450
清酒製造業	150	290
蒸留酒・混成酒製造業	150	290
動植物油脂製造業	100	200
植物油脂製造業	110	210
たばこ製造業	180	360
織 維 工 業	240	470
製 糸 業	240	480
紡 績 業	250	500
綿 紡 績 業	250	500
化学繊維紡績業	250	500
毛 紡 績 業	240	480
麻 紡 績 業	270	530
ねん糸・かさ裏加工糸製造業	190	380
ねん糸製造業	250	500
織 物 業	240	470

業 種	記録時間数 (単位：万時間)	
	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数	
	100人未満	100人以上
メリヤス製造業	470	680
染色整理業	250	310
衣服・その他の繊維製品製造業	480	630
木材・木製品製造業 (家具を除く)	70	130
製材・木製品製造業	50	100
一般製材業	50	90
単板(ベニヤ板)製造業	80	150
造作材・合板・建築用組立 材料製造業	60	120
合板製造業	60	120
家具・装備品製造業	90	180
パルプ・紙・紙加工品製造業	150	300
パルプ製造業	250	500
紙製造業	180	350
出版・印刷・同関連産業	250	400
新 聞 業	190	380
出 版 業	240	480
印刷業(謄写印刷業を除く)	240	390
化 学 工 業	270	540
化学肥料製造業	230	450
窒素質及びりん酸質肥 料製造業	270	540
複合肥料製造業	270	540
無機化学工業製品製造業	210	410
ソーダ工業	270	530
電 炉 工 業	240	470
塩 製 造 業	210	420
有機化学工業製品製造業	270	530
環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造業	160	320
プラスチック製造業	270	540
化学繊維製造業	350	700
レーヨン製造業	350	700
合成繊維製造業	350	700
油脂加工製品・石けん・合成洗 剤・界面活性剤・塗料製造業	-	-
石けん・合成洗剤製造業	220	440
塗 料 製 造 業	180	350
印刷インキ製造業	270	540
医 薬 品 製 造 業	250	500
医薬品原薬・製剤製造業	310	620
その他の化学工業	340	460

業種	記録時間数 (単位：万時間)		記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数		100人未満	100人以上
産業用火薬類製造業	220	440		
香料製造業	150	300		
化粧品・歯みがき・その他の化粧品調整品製造業	240	470		
写真感光材料製造業	330	650		
石油製品・石炭製品製造業	330	650		
石油精製業	350	700		
ゴム製品製造業	220	430		
タイヤ・チューブ製造業	250	500		
ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業	240	470		
ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	190	370		
なめし革・同製品・毛皮製造業	160	280		
革製履物製造業	310	530		
窯業・土石器製品製造業	130	250		
ガラス・同製品製造業	160	310		
セメント・同製品製造業	90	170		
セメント製造業	170	340		
陶磁器・同関連製品製造業	200	390		
食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	240	480		
耐火物製造業	160	310		
炭素・黒鉛製品製造業	150	290		
炭素質電極製造業	140	270		
骨材・石工品等製造業	80	150		
鉄鋼業	260	520		
高炉による製鉄業	350	700		
高炉によらない製鉄業	—	—		
電気炉銑製造業	150	300		
フェロアロイ製造業	190	380		
製鋼及び圧延業	190	380		
平炉による製鋼及び圧延業	200	390		
製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く)	140	270		
熱間圧延業 (鋼管・伸鉄を除く)	150	300		
冷間圧延業 (鋼管・伸鉄を除く)	170	340		
伸線業	120	240		
鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業	90	180		
鋳鋼製造業	80	150		
銑鉄鋳物製造業	80	160		

業種	記録時間数 (単位：万時間)		記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数		100人未満	100人以上
銑鉄鋳物製造業 (鋳鉄管・可鍛鋳鉄を除く)	80	160		
可鍛鋳鉄製造業	120	240		
非鉄金属製造業	220	440		
非鉄金属第1次精錬・精製業	220	430		
銅第1次精錬・精製業	190	370		
アルミニウム第1次精錬・精製業	340	670		
非鉄金属・同合金圧延業 (抽伸・押出しを含む)	190	370		
非鉄金属鋳物製造業	130	260		
電線・ケーブル製造業	300	590		
金属製品製造業	120	230		
ブリキかん・その他のめっき板等製造業	170	340		
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	110	210		
建設用・建築用金属製品製造業 (製かん板金業を含む)	110	220		
建設用金属製品製造業	110	200		
製かん板金業	110	220		
金属打抜・被覆・彫刻業・熱処理業 (ほうろう鉄器を除く)	110	220		
金属線製品製造業 (ねじ類を除く)	140	270		
一般機械器具製造業	160	310		
ボイラ・原動機製造業	270	540		
農業用機械製造業 (農機具を除く)	130	260		
建設機械・鉱山機械製造業 (建設用・農業用・運搬用トラクタを含む)	170	340		
金属加工機械製造業	160	320		
金属工作機械製造業	160	310		
金属加工機械製造業 (金属工作機械を除く)	120	210		
繊維機械製造業	130	260		
一般産業用機械装置製造業	160	310		
荷役運搬設備製造業	160	310		
事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	240	470		
ミシン製造業	130	370		
その他の機械・同部分品製造業	100	250		
弁・同付属品製造業	150	190		
玉軸受・ころ軸受製造業	160	310		

業 種	記録時間数 (単位：万時間)	
	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数	
	100人未満	100人以上
電気機械器具製造業	350	700
発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	350	700
発電機・発動機・その他の回転電気機械製造業	350	700
変圧器類製造業 (通信機用を除く)	350	700
開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業	350	700
電気溶接製造業	350	700
その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用・配線用を含む)	260	520
電球・電気照明器具製造業	—	—
電球製造業	350	700
通信機械器具・同関連機械器具製造業	350	700
電気計測器製造業	350	700
その他の電気機械器具製造業	300	590
一次電池 (乾電池・湿電池) 製造業	330	650
輸送用機械器具製造業	240	470
自動車・同付属品製造業	270	540
自動車製造業 (三輪及び二輪自動車を含む)	350	700
自動車車体・付随車製造業	200	400
自動車部分品・付属品製造業	200	390
鉄道車両・同部分品製造業	320	480
自転車・同部分品製造業	120	240
船舶製造・修理業・船用機関製造業	150	300
鋼船製造・修理業	160	310
木造船製造・修理業	45	85
精密機械器具製造業	330	660
計量器・測定器・分析機器・試験機製造業	—	—
精密測定器製造業	250	490
時計・同部分品製造業	350	700
武器・その他の製造業	180	360
がん具・運動競技用具製造業	310	360
ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	330	650
他に分類されない製造業	—	—
マッチ製造業	150	300
運 輸 業	120	190

業 種	記録時間数 (単位：万時間)	
	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数	
	100人未満	100人以上
鉄 道 業	—	—
鉄 道 業	350	700
鉄 道 事 業	350	700
軌 道 業	230	460
地 下 鉄 道 業	230	450
民営鉄道車両修理工場	270	530
道路旅客運送業	—	—
一般旅客自動車運送業	160	210
一般乗合旅客自動車運送業	220	270
道路貨物運送業	—	—
一般貨物自動車運送業	60	100
特定貨物自動車運送業	100	170
通 運 業	160	180
水 運 業	—	—
航 空 運 輸 業	—	—
倉 庫 業	—	—
普 通 倉 庫 業	100	130
運輸に付帯するサービス業	—	—
港 湾 運 送 業	70	80
貨物運送取扱業	120	140
通 信 業	190	380
郵 便 業	90	150
通 信 ・ 電 話 業 (有線放送電話業を除く)	350	700
電気・ガス・水道・熱供給業	350	650
電 気 業	350	700
火 力 発 電 業	350	700
ガ ス 業	350	670
水 道 業	—	—
上 水 道 業	220	320
熱 供 給 業	—	—
卸売・小売業・飲食店	400	770
旅 館 業	350	710
ゴ ル フ 場 業	100	190
サ ー ビ ス 業 (自動車整備業, 機械修理業, 建物サービス業, 廃棄物処理業のみ)	—	—
自 動 車 整 備 業	130	260
機 械 修 理 業	300	600
建 物 サ ー ビ ス 業	130	180
廃 棄 物 処 理 業	30	40

備考 「労働者数」とは、無災害期間中の毎月末日における労働者数の平均値をいうものとする。